

貿易外省令第9条第2項第十四号ニの適用について

1. 貿易外省令第9条第2項第十四号ニの規定内容

第九条 令第十七条第二項に規定する経済産業大臣が指定する行為は、次の各号のいずれかに該当する行為とする。

2 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

十四 プログラムを提供する取引であって、次のいずれかに該当するもの

ニ 役務取引許可を受けて提供したプログラムについて、次の(一)又は(二)に該当するプログラムを当初役務取引許可を受けた取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引

(一) 許可を受けた範囲を超えない機能修正を行ったもの又は機能修正を行うためのもの

(二) 本邦から輸出された貨物を本邦において修理した後再輸出される貨物と同時に提供されるプログラムであって、役務取引許可を受けて提供したものと同一のもの

2. 経産省への確認内容

工作機械の輸出者が経産省から許可を取得して海外の需要者に外為令別表2の項(2)該当の5軸制御プログラムを提供後、同時5軸制御機能が不全となった場合であって、許可の取得者ではない者(例えばNCメーカ)が同時5軸制御機能を復旧するためのバグ修正プログラムを需要者に提供する場合、貿易外省令第9条第2項第十四号ニ(一)の規定を用いることにより、経産省から許可を取得せずに需要者に提供することは可能か?

経産省 安全保障貿易管理ホームページ Q&A 「技術関連」 Q&A36 では、当初の貨物の輸出者でない者が、使用の技術を提供する場合であっても貿易外省令第9条第2項第十二号の規定を用いることにより、経産省から許可を取得せずに需要者に提供することが可能としている。これは、第十二号の規定において、当該規定を適用できる者について限定した記述が存在していないことから明らかである。第十三号及び第十四号についても同じことが言えるはずである。

当初の許可の取得者ではない者（例えば NC メーカー）が同時 5 軸制御機能を復旧するためのバグ修正プログラムを需要者に提供する場合であっても、貿易外省令第 9 条第 2 項十四号ニ（一）の規定を用いて、経産省から許可を取得せずに需要者に提供することが可能であると思うが如何か？

▼Q 3 6:質問 2013/2/1

輸出貨物の使用技術を提供する者が貨物の輸出者でない場合、許可が不要となることはあるでしょうか。

▲A 3 6:回答

その技術提供が、貨物の輸出に付随して、貨物の買い主、荷受人、需要者に対して提供されることが明らかであり、当該貨物の据付、操作、保守、修理のために必要最小限のものであれば、技術の提供者が当該貨物の輸出者でなくとも許可が不要となります。ただし、輸出令別表第 1 の 1 の項の武器など一定範囲の貨物に関する技術や、貨物の性能を向上させるような技術、当該貨物の設計、製造技術と同等の修理技術である場合には許可が必要となる場合があります。

3. 経産省（安全保障貿易審査課 役務班）回答
(2019 年 1 月 29 日)

第十二号と同様に、第十四号の規定を適用できる者について限定した記述が存在しないため、貨物の輸出者でなくとも適用可能である。

【日工会補足解説】

許可の取得者ではない者（例えば NC メーカー）が同時 5 軸制御機能を復旧するためのバグ修正プログラムを需要者に提供する場合においても、貿易外省令第 9 条第 2 項十四号ニの規定を用いることにより、経産省からの許可の取得を要さず需要者に提供することが可能である。

但し、当初提供された外為令別表 2 の項(2)該当の 5 軸制御プログラムが、確かに許可を得て提供されたものである又は許可不要の特例を適用して提供されたものである旨を工作機械の輸出者に確認する必要がある。

以上